相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都新宿区矢来町二四番地、最後の住所東京都武蔵野市吉祥寺北町一丁目九番一号公益財団法人武蔵野市福祉公社
被相続人　亡　大澤　靖

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年五月十一日
東京都八王子市明神町四丁目五番三号橋捷ビル六階多摩八王子法律事務所
相続財産管理人　弁護士　番場　弘文

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍岐阜県多治見市小路町一一番地、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　浅井　信子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年五月十一日
岐阜県多治見市金山町五―一金山ビル三階
相続財産管理人　弁護士　水野　将也

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍神奈川県鎌倉市由比ガ浜四丁目一二番、最後の住所静岡県伊東市八幡野一五八八番地の一一八　名鉄赤沢三―一六
被相続人　亡　根岸　徹

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年五月十一日
静岡県沼津市御幸町二〇番二号　御幸ビル五階　ひびき法律事務所
相続財産管理人　弁護士　原田　健一

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍静岡県静岡市清水区港町一丁目二一〇番地、最後の住所静岡県静岡市清水区長崎南町三番一号　横浜村参番館二〇八号
被相続人　亡　小川　秀雄

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年五月十一日
静岡県静岡市駿河区みずほ二丁目三番地の一
相続財産管理人　佐野　雄人

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍大阪府松原市北新町三丁目九番、最後の住所大阪府松原市北新町三丁目九番二号
被相続人　亡　江口　逸子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年五月十一日
大阪市北区西天満三丁目一〇番三号ＹＳＲ西天満ビル五階
相続財産管理人　弁護士　野田　邦子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍徳島県徳島市伊賀町三丁目一六番地二、最後の住所大阪府松原市小川一丁目一〇番一九号
被相続人　亡　河内　博子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年五月十一日
大阪市北区西天満三丁目一〇番三号ＹＳＲ西天満ビル五階
相続財産管理人　弁護士　野田　邦子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍神戸市垂水区学が丘四丁目八番、最後の住所神戸市垂水区学が丘四丁目八番二〇号
被相続人　亡　末延　英夫

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年五月十一日
神戸市中央区海岸通六番地建隆ビルⅡ三階
神戸パートナーズ法律事務所
相続財産管理人　弁護士　藤原　唯人

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍広島市西区己斐西町一六一〇番地、最後の住所広島市南区向洋新町三丁目二三番六号
山上雅弘方　被相続人　亡　山口　和彦

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年五月十一日
事務所広島市中区紙屋町一丁目一番一三号
長崎ビル二階臼田法律事務所
相続財産管理人　弁護士　臼田　耕造

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍山口県宇部市大字川上八〇〇番地、最後の住所山口県宇部市大字川上一四番地二
被相続人　亡　大野　宜孝

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年五月十一日
山口県宇部市常盤町一丁目六番四六号
相続財産管理人　弁護士　大田　明登

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍山口県防府市大字田島二〇二五番地一、最後の住所山口県防府市大字上右田二一番地
被相続人　亡　山根　清之

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年五月十一日
山口県山口市宮野下三三〇一番地七
相続財産管理人　平野眞由美

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍大分県竹田市久住町大字久住六六九八番地、最後の住所大分県別府市大字鶴見七番地の五　永井アパート三〇一号
被相続人　亡　宮城　住男

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年五月十一日
大分県別府市大字南立石一九二六番地の八四
相続財産管理人　司法書士法人別府合同事務所　代表者社員　藍畑　公明

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍大分県杵築市山香町大字野原八九三番地、最後の住所大分県別府市田の湯町一番三一号
被相続人　亡　豊田　安弘

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年五月十一日
大分市王子新町九番八号
相続財産管理人　弁護士　須賀　陽二

無縁墳墓等改葬許可申請公告

金勝寺墓地整備のために無縁墳墓等について改葬することとなりましたので、墓地使用者等、死亡者の縁故者及び無縁墳墓等に関する権利を有する方は、本公告掲載の翌日から一年以内にお申し出下さい。

なお、期日までにお申し出のない場合は、無縁仏として改葬することになりますのでご承知下さい。

平成二十七年五月十一日

一、墳墓等所在地　山形県山形市山家本町二丁目三番一〇号

一、墳墓等の名称　右記所在個人墓地

一、改葬者の本籍及び氏名　不詳八件

一、改葬を行おうとする者　山形県山形市山家本町二丁目三番一〇号　宗教法人金勝寺　代表役員　山澤　禅董

債権申出の公告（第三回）

当社を代表事業主とする規約型確定給付企業年金は、平成二十七年四月一日確定給付企業年金法第八十三条第一項第一号に該当したことにより終了したので、当規約型確定給付企業年金に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十七年四月三日）の翌日から二箇月以内にお申し出ください。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十七年五月十一日
三重県桑名市多度町御衣野二〇〇〇番地
三重富士通セミコンダクター株式会社
規約型確定給付企業年金清算人
中島　福幸

第65期決算公告

平成27年5月11日　愛知県海部郡飛島村金岡12番地
東晃鋼業株式会社
代表取締役社長　関根　泰弘

貸借対照表の要旨　（平成27年2月20日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	12,102,767	流動負債	5,930,031
固定資産	1,638,181	固定負債	591,565
有形固定資産	1,074,359	負債合計	6,521,596
無形固定資産	4,503	株主資本	7,164,462
投資その他の資産	559,319	資本金	100,000
		利益剰余金	7,138,462
		利益準備金	25,000
		その他利益剰余金	7,113,462
		（うち当期純利益）	（164,666）
		自己株式	△74,000
		評価・換算差額等	54,890
		純資産合計	7,219,352
資産合計	13,740,948	負債・純資産合計	13,740,948